

伊東市水道施設維持管理業務委託

入札説明書

令和7年10月

伊 東 市 水 道 事 業

目 次

1	概要	1
(1)	委託名称	1
(2)	対象施設及び履行場所	1
(3)	委託範囲	1
(4)	委託期間	1
(5)	費用負担	1
2	スケジュール	1
3	入札参加の条件等	2
(1)	入札参加者の構成等	2
(2)	入札参加者の資格要件	2
ア	資格要件	2
イ	入札参加資格の確認基準日	3
ウ	入札参加資格確認後の資格喪失の取扱い	3
4	入札の手続等	3
(1)	入札参加資格の確認	3
ア	入札参加資格確認申請時の書類	3
イ	提出方法	4
ウ	受付期間	4
(2)	入札参加資格確認結果等	4
ア	入札参加資格確認結果の通知方法	4
イ	入札参加資格確認結果に関する説明	4
(3)	施設調査及び資料閲覧	5
ア	申込方法	5
イ	期間	5
ウ	場所	5
エ	施設調査日程等	5
(4)	入札説明書等に関する質問受付及び回答公表	5
ア	質問の受付	5
イ	回答の公表	5
(5)	入札書類の提出	6
ア	入札時の提出書類	6
イ	入札書及び入札価格内訳書の提出方法	6
ウ	提出先	6
エ	到達期限	6
(6)	入札の辞退	6
(7)	公正な入札の確保	6
(8)	入札の延期等	6
(9)	入札の無効	6

(10) 開札	7
(11) 落札者の決定	7
5 契約の締結	7
(1) 契約保証金	7
(2) 誓約書の提出	7
(3) 費用負担	7
6 その他	8
(1) 本委託に関する問い合わせ先	8
(2) 必要事項の追加	8
(3) 本市が提示する資料等の利用	8
(4) 使用言語及び単位	8
(5) 著作権	8
(6) 提出書類の取扱い	8
(7) 入札後の異議申立て	8
【様式1号】	9
【様式2号】	10
【様式3号】	11
【様式4号】	12
【様式5－1号】	13
【様式5－2号】	14
【様式6号】	15
【様式7号】	16
【様式8号】	17
【様式9号】	18
【様式10号】	19
【様式11号】	20

本入札説明書（以下「本書」という。）は、伊東市水道事業（以下「本市」という。）が発注する「伊東市水道施設維持管理業務委託」（以下「本委託」という。）について、一般競争入札方式による民間事業者（以下「事業者」という。）の募集を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。本書は別添の以下の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下「入札説明書」という。）

- ①入札公告
- ②伊東市水道施設維持管理業務委託要求水準書
- ③伊東市水道施設維持管理業務委託性能仕様書
- ④業務委託契約書（案）

1 概要

(1) 委託名称

伊東市水道施設維持管理業務委託

(2) 対象施設及び履行場所

伊東市鎌田字片平 8 3 4 番地 外

鎌田片平大川浄水場 外 1 7 7 か所

(3) 委託範囲

委託範囲は、伊東市水道施設維持管理業務委託性能仕様書「第 2 章 業務範囲及び業務内容」を参照のこと。

(4) 委託期間

業務履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 4 日までは準備期間、令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日までは引継ぎ期間とする。

(5) 費用負担

入札書類の作成等に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

準備、引継ぎ期間に係る必要な費用（現在業務履行中の受託者が引継ぎに係る費用は除く）は、受託者の負担とする。

2 スケジュール

本委託のスケジュールは、次のとおりとする。

なお、日程に変更が生じた場合には、速やかに 4(4)イに示す本市ホームページで公表する。

表 2－1 委託のスケジュール

項 目	日 程
入札公告、入札説明書、仕様書、要求水準書、 業務委託契約書（案）の公表期間	令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）から 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）まで
施設調査及び資料閲覧期間	令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）から 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）まで
入札説明書等に関する質問受付期間 （メールにて質問受付）	令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）から 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）まで
質問回答公表期間 （ホームページに掲載）	令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）から 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）まで
入札参加資格確認申請書類の受付期間 （書類は水道課へ持参）	令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から 令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）まで
入札参加資格確認結果の通知発送 （郵送にて発送）	令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）から 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）まで
入札参加資格不適合者の質問期間 （メールにて質問受付）	令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から 令和 7 年 1 2 月 5 日（金）まで
入札参加不適合結果に関する質問回答期間 （メールにて回答）	令和 7 年 1 2 月 8 日（月）から 令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）まで
入札書及び入札価格内訳書の提出 （郵送配達日指定）	令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）
開札及び落札者の決定	令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）
落札者結果通知 （契約関係書類を含めて渡す）	令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火）から 令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）まで
業務委託契約の締結	令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）
契約期間	契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで （契約締結日から令和 8 年 1 月 4 日ま では準備期間、令和 8 年 1 月 5 日から令 和 8 年 3 月 3 1 日までは引継期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までは業務履行期間とする。）

3 入札参加の条件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は単独企業とし、共同企業体は認めない。

(2) 入札参加者の資格要件

ア 資格要件

入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に
該当しない者で、次の要件を満たすこと。

- (ア) 伊東市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 9 年伊東市告示第 18 号）第 2 条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないこと。
 - (ハ) 国税、都道府県税及び市町村税に未納の税額がないこと。
 - (ニ) 静岡県内に本店、支店又は営業所が所在する法人であり、入札参加資格の確認基準日の時点で会社設立 5 年以上を経過していること。
 - (ホ) 伊東市水道施設維持管理業務委託仕様書第 2 章の内容について、過去 5 年以上同様の業務をすべて受託した実績を有し、かつ当該業務委託に対応できる従事者を配置できる者であること。
 - (ヘ) 上記従事者とは、水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理に 5 年以上の実務を有し、水道浄水施設管理技士 1 級、2 級の有資格者、又は、水道技術管理者（資格取得後 3 年以上経過した者に限る。）を有しているものを総括責任者として配置し、その他の従事者は 8 割以上が 1 年以上の水道施設の維持管理に関する実務経験を有しているか、類似の施設での実務経験が 2 年以上ある者を業務従事者とすることができること。
 - (ニ) 常時雇用関係がある危険物取得者甲若しくは乙 4 種、電気工事士及び玉掛技能者の資格を有する者が各 1 人以上いること。
 - (ホ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
 - (ロ) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
 - (サ) 伊東市制限付き一般競争入札実施要項（平成 10 年伊東市告示第 15 号）の第 4 条に基づく入札参加資格を有すること。
- イ 入札参加資格の確認基準日
入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書類の受付締切日とする。
- ウ 入札参加資格確認後の資格喪失の取扱い
入札参加者が、入札参加資格申請書類の受付締切日後に入札参加資格を欠くにいたった場合は失格とする。

4 入札の手続等

(1) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請時の書類

入札参加希望者は、入札参加資格の確認に必要な書類（表 4-1 参照）を各 1 部提出すること。

表 4 - 1 入札参加資格確認申請時の提出書類

提出書類	留意事項
入札参加資格確認申請書	様式 3 号
登記事項証明書	入札公告日以降に交付されたもの。
定款	最新のものを提出すること。
直近決算年度に係る計算書類及び 事業報告並びにこれらの附属明細書	会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号） 第 4 3 5 条第 2 項に規定されたもの。
国税に係る納税証明書	直近 1 か年度分の納税証明書「その 3 の 3」 を提出すること。
県税に係る納税証明書	本店所在地の直近 1 か年度分の県税に係る 納税証明書。
市町村税に係る納税証明書	本店所在地の直近 1 か年度分の市町村税に 係る納税証明書
3(2)ア(カ)の維持管理実績を証明する 書類	直近の維持管理実績を確認できる契約書、 仕様書等の写し（1 件以上）
総括責任者の経歴及び水道浄水施設 管理技士登録証等の写し	様式 5 - 1 号
業務従事者の経歴を証明する書類	様式 5 - 2 号

イ 提出方法

下記に示す場所に持参により提出すること。

〒 4 1 4 - 8 5 5 5 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号

伊東市役所 上下水道部 水道課（低層棟 2 階）

電話 0 5 5 7 - 3 2 - 1 8 5 1

ウ 受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）まで（ただし、伊東市の
休日を定める条例（平成 4 年条例第 3 6 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」とい
う。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除
く。

(2) 入札参加資格確認結果等

ア 入札参加資格確認結果の通知方法

入札参加資格確認結果については、令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）から令和 7 年 1 1 月 2
8 日（金）までに郵送により通知を発送する。

イ 入札参加資格確認結果に関する説明

入札参加資格を有していない旨の通知を受けた者は、(4)アに示すメールアドレスに宛てて
書面（様式 4 号）を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。ただし、
提出期間は令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午後 5 時までとする。

なお、期限までに説明を求めた者に対して、令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）までにメール
にて回答する。

(3) 施設調査及び資料閲覧

本委託に関する施設調査及び資料閲覧を次の要領で行う。

なお、閲覧が可能な資料は、表４－２に示すとおりであり、紙資料を原則とする。

表４－２ 閲覧可能資料

番号	名 称
1	伊東市水道施設維持管理業務委託 完了報告書 (令和３年度から令和６年度まで)
2	水質試験日報・月報(残留塩素等)
3	水質検査報告書(原水、浄水等)
4	水道施設位置図
5	各施設の竣工図面等
6	施設台帳(建物、設備)
7	伊東市水道施設維持管理業務委託 年間業務実施計画書 (令和３年度から令和６年度まで)
8	その他必要資料

ア 申込方法

施設調査及び資料閲覧を希望する者は、施設調査及び資料閲覧申込書(様式１号)に必要事項を記入の上、(4)アに示すメールアドレスに電子メールで提出すること。

イ 期間

施設調査及び資料閲覧期間は、令和７年１０月２７日(月)から令和７年１１月２１日(金)まで(市の休日を除く。)の午前９時から午後４時までとする。

ウ 場所

資料閲覧は、鎌田片平大川浄水場管理棟２階会議室で行う。

エ 施設調査日程等

施設調査及び資料閲覧の日時については本市が指定し、担当者に連絡する。

なお、希望日時に添えない場合は、別途調整する。

(4) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

ア 質問の受付

入札説明書等に関する質問書(様式２号)に記入の上、下記に示す宛先に電子メールで提出すること。ファイル形式はマイクロソフト・エクセル(２０１０以前)形式とする。

メールアドレス：suidou@city.ito.shizuoka.jp

入札説明書に関するもの 令和７年１０月２７日(月)午前９時から

令和７年１１月 ５日(水)午後４時まで

イ 回答の公表

質問に対する回答は、本市のホームページで公表する。回答に当たっては質問者を匿名化し、毎週木曜日に更新する。本市のホームページのURLは次のとおりである。

伊東市ホームページ：<https://www.city.ito.shizuoka.jp>

入札説明書に関するもの 令和７年１０月２９日(水)から

令和７年１１月 ７日(金)まで

(5) 入札書類の提出

ア 入札時の提出書類

表４－３に示す書類を提出すること。

表４－３ 入札時の提出書類

提出書類	様式	部数	留意事項
入札書	様式７号	１部	様式９号（入札書送付用封筒記載要領）に従い郵送すること。
入札価格内訳書	様式８号		

イ 入札書及び入札価格内訳書の提出方法

入札書及び入札価格内訳書は、下記ウに示す宛先に郵送すること。持参による提出は認めない。

ウ 提出先

〒４１４－８５５５ 静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市役所 上下水道部 水道課 宛

エ 到達期限

入札書及び入札価格内訳書は、令和７年１２月１２日（金）を配達指定日として、簡易書留又は一般書留のいずれかで郵送すること（様式９号を参照）。

(6) 入札の辞退

入札参加者は、開札日の前日まで随時入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札参加辞退届（様式６号）を(5)ウに示す場所に開札日の前日（市の休日を除く。）までに持参すること。受付は午前９時から午後４時までとする（ただし、正午から午後１時までを除く）。持参以外の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、委任状（様式１０号）を持参すること。

なお、入札を辞退した入札参加者が、これを理由に次回以降の入札等で不利益な扱いを受けることはない。

(7) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者決定までの期間に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 入札参加者は、入札に際して、上記の他、伊東市契約規則（昭和３９年規則第４号）その他の入札に関する関係法令等を遵守しなければならない。

(8) 入札の延期等

本市は、次の場合には、入札の延期又は中止をする。この場合、入札参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

ア 不正入札又はその疑いがあると認められたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、公正な入札が行えないと認められるとき。

(9) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札書及び入札価格内訳書が到達期限（令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金））までに本市に到達しないとき。

ウ 2 通以上入札書を提出したとき。

エ 入札書に委託名の記載がないもの、入札価格の記載がないもの、入札価格を訂正したものの、記名押印のないもの又は記載事項が不明で判読しにくいもの。

オ 談合その他不正行為があったと認められるとき。

カ 予定価格（入札比較価格）を上回る価格で入札したとき。

キ 最低制限価格（入札比較価格）を下回る価格で入札したとき。

ク 入札価格内訳書の提出をせずに入札したとき、又は提出された入札価格内訳書の内容に対応しない入札をしたとき。

ケ 虚偽の書類を提出した入札参加者の入札

(10) 開札

入札参加者の立会いの上、開札を実施する。入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本市の職員が立ち会う。立会人は、1 入札参加者につき 1 人とする。代理人が立ち会う場合は、委任状（様式 1 0 号）を当日持参すること。

なお、日時及び場所については、令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）午前 1 0 時から伊東市役所低層棟 1 階展望ギャラリーにて行う。

(11) 落札者の決定

ア 入札価格が同額の入札参加者が 2 者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。この場合、入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせるものとする。

イ 本市は、落札者の決定結果を直ちに入札参加者に通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

5 契約の締結

本市は、落札者との間で業務委託契約書（案）に基づき、伊東市水道施設維持管理業務委託契約を締結する。

(1) 契約保証金

契約保証金は、委託料の 1 0 分の 1 以上とする。ただし、担保となる有価証券等の提供、又はこの契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証又は債務不履行により生じる損害を補てんする履行保証保険契約の締結による保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 誓約書の提出

落札者は、業務委託契約の締結に際して、伊東市水道施設維持管理業務委託契約書（案）に添付する、本市に暴力団排除条項等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。

(3) 費用負担

契約書の作成等に必要費用は、落札者の負担とする。

6 その他

(1) 本委託に関する問い合わせ先

伊東市役所 上下水道部 水道課

所在地 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1851

FAX 0557-36-4681

メールアドレス：suidou@city.ito.shizuoka.jp

伊東市ホームページ：<https://www.city.ito.shizuoka.jp>

(2) 必要事項の追加

本書に定める事項以外に必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては、本市ホームページを通じて、また入札参加資格確認結果通知後においては、入札参加者に宛てて通知する。

(3) 本市が提示する資料等の利用

本市が提示する資料等は、入札に当たっての検討以外の目的で使用することを禁止する。

(4) 使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。また、通貨単位は日本円とする。

(5) 著作権

提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本市が公表、展示及びその他本委託に関し必要と認める場合は、無償で利用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しないものとする。

(7) 入札後の異議申立て

入札参加者は、入札書類の提出後において、異議申立てはできないものとする。